

議事要旨

第2回 第3次東金市障がい者計画策定委員会

開催日時 令和2年12月21日（月）午後1時15分
開催場所 市役所第1委員会室
委員長氏名 相京 邦彦
出席委員氏名 澤池 良和・鎗田 敏光・一ノ宮 博子・柿栖 米次
真行寺 洋男・松戸 誠・杉本 リリアーナ・中西 亜紀
吉井 稔・金澤 修一・關 隆行
欠席委員氏名 なし
事務局 東金市 酒井・緇莊・小倉・鈴木・岡本・有田
その他出席者 計画策定業務委託事業者 株式会社名豊 長尾・（リモート出席 谷貝）

会議事項

1. 開 会
2. あいさつ
3. 報告事項
4. 議 事
 - (1) 第3次東金市障がい者計画の基本方向（課題・目標・盛り込む施策等）について
 - (2) 第3次東金市障がい者計画素案について
5. その他
6. 閉 会

会議の経過

1. 開会

事務局：本日はお忙しい中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。これより会議を始めますが、本日、こちらのほうでコンサルをお願いしている株式会社名豊さんですが、リモートでの担当がいらっしゃいますので、質疑に対しましてこちらのコンサルが答えるようなことになりましたら、こちらのほうでお答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。
それでは、定刻となりましたので、第2回第3次東金市障がい者計画策定委員会を開催いたします。開会にあたりまして、委員長よりごあいさつを頂戴したいと存じます。

2. あいさつ

委員長：改めて、こんにちは。本日はお忙しいところご参集いただきまして、誠にありがとうございます。第1回の策定委員会では活発なご意見をいただきましてありがとうございます。本日は、本計

画の基本方向、課題、目標、それから盛り込む施策等について及び第3次障がい者計画素案についての審議となります。委員の皆様から引き続き活発なご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。続きまして、事務局を代表いたしまして、市民福祉部長よりごあいさつをお願いいたします。

市民福祉部長：本日は第2回第3次東金市障がい者計画策定委員会を開催いたしましたところ、この年の瀬のお忙しい中で、皆様ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には日頃より本市の福祉行政推進にあたりまして、多大なるご支援、ご協力を賜っておりますことに重ねてお礼申し上げます。さて、本委員会では、本市における障がい者福祉の基本的なあり方を総合的にご検討いただき、障がい者施策の基本方針となります障がい者計画策定のための必要事項についてご審議いただくこととしております。委員長からもお話がありましたように、本日の会議ではこの第3次計画の基本方向、及び計画素案につきまして、ご審議を賜ることとなります。どうか活発なご意見、ご議論を賜ればと存じますので、よろしくお願いいたします。本日はよろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。まず、本日の出席、出欠についてご報告いたします。本日、全員出席ということですので、こちらの会議は成立いたしております。

それでは、次第に沿って説明していきたいと思います。3の報告事項について、事務局より報告をいたします。

3. 報告事項

事務局：(消防防災メールの登録者数について報告)

(第1回策定委員会議事録について報告)

事務局：それでは、4の議事に入りますが、策定委員会設置要綱第5条の規定により、委員長が会議の議長となっておりますので、会議の進行を委員長によりしくお願いいたします。

4. 議 事

(1) 第3次東金市障がい者計画の基本方向
(課題・目標・盛り込む施策等)について

(2) 第3次東金市障がい者計画素案について

委員長：それでは、これより議事に入ります。(1)第3次東金市障がい者計画の基本方向、課題・目標・盛り込む施策等について、事務局の説明を求めます。

事務局：(資料に基づき説明)

委員長：それでは、事務局の説明に対してご意見等ありましたら遠慮なく出していただきたいと思います。いかがでしょうか。前回は結構細かく話しましたが、遠慮なく出していただきたいと思います。なければ、また後ほどでもご意見を受けたいと思います。では、次に議事(1)第3次計画の基本方向に引き続き、事務局の説明をお願いいたします。

事務局：(資料第4章から説明)

委員長：ありがとうございます。細かいところまでありますので、すぐにご意見をどうぞと言うのな

かなか言いづらいのですが、また前後しても構わないと思いますので、ご意見がありましたら遠慮なく細かいことでも結構ですので出していただいて、説明を求めたいと思います。

A委員：私は障がいを持っていても、生活する分にはまず自分の自助努力というものが大事かと思っています。すると、その収入というかたちなのですが、東金市内にある事業所の中で、障がい者雇用率というのは達成されているのでしょうか。

委員長：事務局、データはありますか。

事務局：お答えできる部分といたしまして、市役所内での障がい者雇用状況についての把握のみですが、市役所内では今のところ達成している状況でございます。市内の各事業所等については、今、データを持ち合わせておりませんので、次回までにお調べして提示できるようにさせていただきたいと思います。

A委員：持ってきてないということですね。あるけれども、今日は持ってきていないということですね。

事務局：こちらで今持っているものはないので、用意したいと思います。

A委員：東金の場合は3駅あります。福俵、東金、求名です。その中で、ちょっと前にありましたが、視覚障がい者が線路に転落して死亡されたと、また、人身事故みたいなものがよくニュースのほうで見ることがあると思いますが、確か東金の駅の場合、始発からは駅員がいないはずなんですよ。すると、当然介助する方、視覚障がい者云々以前に、例えば車いすできた方等の介助がないわけです。ですから、そういうところをぜひ改善していただけたら。3駅全部は無理かもしれませんが、せめて東金の駅くらいは改善する余地はあるのではないかと。それと、後はJRのほうで、障がい者の場合は割引があります。1級であっても100キロ以上のものでないと割引はありませんけれども、それと、2人の場合はひと駅でも割引があります。そのときは、便宜的にやっている地下鉄のほうで利用したときは、子ども券を買ってくれと、それで乗られて結構ですというようなことを聞いたことがあります。でも、それは聞いて初めてわかるのであって、利用しない人が利用するときに要領がわからないと、せっかくの障がい者サービスが受けられないということがありますので、そここのところをもうちょっと広報していただけたらなと思っています。

委員長：いくつかご質問とご指摘とありました。1つは、雇用率は後でいただくとして、JRのバリアフリー化の話があったと思います。それから、それと一緒に例えば障がいをお持ちの方が電車に乗るときの割引の周知の問題、その辺りがあったと思うのですが、事務局、答えられましたらお願いします。

事務局：はい。駅のバリアフリー化については、市の総合計画で計画している中で、障がい者の方が使いやすいまちづくりができるように、働きかけのほうをしていきたいと思っています。また、駅の利用についても、こちらから担当課のほうにお願いするように、JR等にも働きかけのほうをしていきたいと思っております。また、地下鉄等の利用、後は割引についてですが、皆さんに利用の仕方がわかるようなものを作成してお配りできるように、また、今でも各手帳の取得時には皆さんにご案内をしているところなのですが、より一層皆様がわかりやすい周知の方法を、広報や冊子などでご案内のほうをしていきたいと思っております。

事務局：補足させていただいてよろしいですか。今、担当のほうからもご説明をさせていただいたものにも重なるのですが、いわゆる駅やその公共物というものについては、ユニバーサルデザインというものを積極的に取り入れてもらったかどうかということで、例えばいろいろな計画、総合計画

の中でも話としては大きい字では出てきているのかなと思っております。だから、そういうものを市全体で推進していく中で、一方で障がい者計画の中でも考えていくべきだというような考えを持っております。それと、最初の質問のほうなのですが、障がい者の雇用という部分、あるいは資料のほうはこれから探すようなかたちになると思うのですが、おそらくは市町村レベルでのそれぞれのデータというものが出ていない可能性もありますので、そこを少しお話だけさせていただきたいと思います。それと、それこそ言っていただいて我々も気づくということも多々あるかと思えます。今いただいたような情報をどんどん加えていく、その一方で、情報があまりにもありすぎると、今度は選ぶことができないということにもなってきますので、その辺の取捨選択はそれぞれにそれぞれがやっていったらいいのかなと。それと、地下鉄というお話がありました、ここら辺はやはり車の移動というものが多いいのかなという気がしますので、そこら辺は大きな声のものから入れていこうかなというように考えております。以上でございます。

委員長：教えてほしいのですが、市内の障がいをお持ちの方の雇用というのは、基準は500人以上の事業だといったことは知っているのですが、その辺の何か。

事務局：すみません。今把握しておりませんので、次回までに。

E委員：私も勉強不足なのですが、先ほどの障がい者の交通費の割引の問題なのですが、今、精神のほうは国のほうに要求しているのですが、交通費は知的と身体と違います。いろいろずっと長い歴史の中で、精神は福祉の中に入っていなかったという歴史がありまして、それで交通費はいただいていないのですが、東金市は市として精神の方たちにどうしているのかということと、後もう1点は、先ほどの視覚障がい者の移動の件なんですけれども、福俵の場合は無人駅なんですよ。まったく無人駅で、私も福俵のほうに住んでいて、車いすの人を連れて電車に乗るときに、JRの場合は必ず何かがないと、東京の場合は段差がそんなにないのですが、JRの場合はかなりの段差があって車いすの場合はただ押しで載せるということが不可能です。それで、スロープを使わないとだめなんです、そのスロープは大綱かどこかに電話して頼まなければならないのですが、早急ということはないんですよ。何日前とか、きっと職員さんの関係もあると思うのですが、それで非常に困ったなというときが何度かありました。それともう1点、医療費の問題なのですが、東金市の方の議員さんや、それから東金市のほうで、前回、精神の家族会のほうで医療費の助成の問題で取り上げていただいて、県のほうにお願いしていただきました。その際に、県のほうで認めてくれたのですが、1級までなんです。1級の方になると大体入院している方、それで、2級の方になると大体地域に住んでいて、精神の病気以外の糖尿病とか、精神じゃない病気の場合には、通常に取られるんです。ですから、それを取り上げて継続して、国のほうと県のほうにも今訴えているのですが、ぜひ、それもまたお願いすることもあるかと思うのですが、その辺も今後考えていただけたらと思います。ちなみに、成田辺りはかなり補助して下さって、診断書などもかなり補助があるようです。飛行場があるということもあって、財政的にも豊かなのかもしれませんが、かなり地域によってばらつきがあります。ぜひ、その辺もお考えいただけたらと思います。以上です。

委員長：ありがとうございます。要望と言いますか、それがいくつかありました。今回のこの計画の中に、ここで触れている、これから取り組んでいくというところがあれば、ご答弁をお願いしたいと思います。

事務局：はい。まず、交通機関などの割引の助成についてですが、やはり身体障がい者、療育手帳所持

者を対象としているものが多く、一般の鉄道関係、後はバスの利用についてなのですが、限定されているものが多く見られます。こちらについては、それぞれのバス会社またはJR等によって定められているものですので、市で別に助成等するものはございませんので、そちらは了承していただきまして、また、そういった働きかけの場がありましたら、こちらでも働きかけていきたいと思っております。続いて、医療費に関してなのですが、本年度8月に重度心身障がい者医療費助成制度のほうが、精神障がい者の1級が拡充となりました。現時点では、精神障がい者1級へ拡大したところで、2級への拡大要望について承知しているところでございますが、本事業につきましましては、千葉県重度心身障がい者医療給付改善事業補助要綱により、県の補助事業として実施している事業でありますので、東金市で県における対象者について補助することとしております。今後、県の動向により判断してまいりたいと考えておりますが、より一層の拡充についても働きかけのほうはしていきたいと思っております。以上です。

委員長：ありがとうございます。今日は障がい者計画との関係ですので、この中で例えばこれからこんなふうなこの中に盛り込んで進んでいくんだとか、その辺のことがあれば触れていただきたいと思っております。

C委員：この場を借りて1つお礼というか、12月3日から9日の間が障害者週間ということで、前からお願いしておりました東金市役所の庁舎のほうに垂れ幕をとということで出していただきまして、どうもありがとうございます。多くの方に見ていただいて、自分のところにはよかったねという話もきておりますので、また今後ともよろしくお願ひします。個別のことで言うと会議時間が終わってしまいそうなので、全体的なことでもいくつかお話をさせていただき、時間があればその後、個別のことでお話をさせていただきたいと思ひます。1つは、前回聞けばよかったですのですが、計画期間が10年から9年ということに変更になっているということなのですが、私は9年でも長いのかなと感じております。例えば近隣の山武市や九十九里町さんは6年で計画変更しているということなのですが、9年にしたというところを1つお聞かせください。資料は膨大ですが、よくできていると思ひます。ただ、例えば33ページの中のカッコで括弧しているところですが、この中にページ数を入れていただくと見やすいのかなと、全体的に、探して何ページかなと思ひることがありましたので、それをちょっとお願ひしたいと思ひます。また、これだけの内容があつて、すべてを同じくする展開というのは難しいと思ひます。特に東金市で、今回の計画の中でこれを重点項目として、重点事業としてやるんだというものが明記されるようなかたちがあればすごくいいのかなと思ひます。やはり、アンケート調査にもありますが、訪問系サービス、居宅系サービス、それから居住系サービス、いろいろなサービスの中で、やはり不足しているサービスがたくさんあると思ひます。特に自分たちが関係しているのが行動援護、それから移動の支援、短期入所、これについてはやっているとありますが、なかなか利用するところがないというのが現状だと思ひますので、そういうところに少し今回の計画の中の重点項目というようなかたちで考えていただけたらありがたいのかなと思ひます。それと、一番気になっているところが最後のページになるのですが、「安心して暮らせる地域づくり」の中の防災について、これについて障がい者だけでなく一般の人たちもすごく関心があることだと思ひます。その中で、今までの避難所という考え方、災害があつたときにすぐに避難所に行くということが多分、考え方としては変わってきています。そういう中で、コロナの関係もありますし、避難所について今回この計画の中に細かいことは謳えないと思ひますが、市

とも協議をしていきたいと考えていますので、その辺はご協力していただきたいと思います。それと、「災害時の要配慮者のため」というところですが、下の個別計画を立てる中で、その避難に関する個別の計画、この方は災害があったときにどこの避難所に避難するとか、誰がその方に支援をしてくれるとか、そういうところも計画の中に踏み込めるような、例えば全国的にそういう動きがありますが、東金市独自でそういうことをつくっていただくような体制というのは考えていただけたらと思います。すみません。いろいろ話しましたが、またいくつか後で話をさせていただきます。

委員長：ありがとうございます。多岐にわたっていただきましたが、お答えできるところからお答えいただきたいと思います。

事務局：6点ほど、それぞれお話がありましたので、まず総括的なものを私のほうからお話をさせていただきます。まず、一番最初は計画期間が今回9年ということで、一方で他のところは6年ということでございますが、これについては障害者基本法のほうで細かい規定がなかった一方で、前回10年間というものを見据えて大きなこの計画を立てたものが、次の期間にということで、できるだけ長期計画としてのスパンは残すべきだろうということの一方で、3年ごとに障がい者計画や障がい児計画をつくりますので、これに合うように倍数で組んでいくと9がよいだろうという考えで設定をしたものでございますし、当然、途中途中のところでの見直しをやらないということではございませんので、それは状況いかんだというように思っておりますが、まずは長期計画という観点から9年というように定めていると、まずはご説明させていただきたいと思います。後、ページ入れのお話でございますが、内部で紙面のスペースなども考えながらできるだけ対処できるように考えてみたいと思っております。また、3番目になりますが、これだけの計画の中で重点施策をとということでございます。ただ、この重点施策というものにつきましては、長期計画の中でどうやって持っていくかというのは、やはり絞り込めないのではないかなと考えております。やはり、9年後を見据えた中でいろいろなもの、今考えられる範囲での列挙、その一方で法制度等で求めがあるものについても出していこうということで、これは総花的になってしまっていますが、現状ではこの表記でいこうかなと思っております。後、訪問系などのサービスがあるということの中で、不足しているものもあるだろうということでございますが、この事業所さんに頼れる部分につきましては、市のほうか認可をするというかたちではなく、ほとんどのものは県の動向、県が指定をしていくことの流れの中では、その指定状況というものをまずは見なければいけないのかなと思っております。その中でのサービスというのが出てくるのではないかなというように思っております。それと、防災のことについて2つお話がございました。私どもにもご指導と言いますか、こういうものがあるんだということをおっしゃっていただきながら、いろいろなものを考えていくべきだろうという考えではございます。また、避難所というものについて、今、委員からも単に避難所というだけではないというお話がありましたけれども、やはりいろいろなパターンでの避難の仕方、1回目のときにも垂直避難というのを私からお話したと思いますが、そういうものを含めていろいろなパターンも考えていくべきだろうと、その延長線上でそれぞれの1人ひとりに合わせていくような個別支援計画というのがありますが、これは実は市の防災計画とも直接リンクしております。ですので、防災計画の中でも考えなければいけないだろうと思っております。ただ、一方でそこだけお話をすると、81ページに「地域防災体制の整備」ということになっております。82ページの○の2つ目に「避難行動要支援者名簿の作成・活用」ということがございます。ここの部分が、まずは、どうい

う方がどれだけいるかという話になってくると思います。今現在だと2,000を超える方がこの名簿の対象者と理解しております。今申し上げたのは障がい者だけではなく、ご高齢の方、介護度を持っている方も全部含めての数でございます。いろいろ重なっている部分もございますので、障がいを持ちながらご高齢の方もおりますので、そういったのを1人1つというように調べていって2,100を超えるというような数字でございます。これらの方に1つひとつの計画をすべてつくっていくのは、大変物量的に難しいところもございます。ただ、一方でそれらの方の多くが、例えばいろいろなサービスを使っていらっしゃるということだと、事業所さんとの連携も出てくるだろうし、いろいろなパターンがあろうかと思えます。そういうものについて、例えばこうしたらいんじゃないかという逆のほうからの情報提供や、またはこういう考え方、やったらどうかということがありましたらどんどん入れていきたいと考えております。ただ、それは先ほども申し上げたとおり、防災計画との絡みの中でも考えていくべきだと考えております。障がい者計画を立てていくときには、この言葉は外せませんので、今回このようなかたちで入れさせていただいたという次第でございます。少し長くなりましたが、以上でございます。

事務局：サービスに関する面で、障がい福祉サービスで不足しているサービスについて、ご指摘のほうでございましたが、こちらにつきましては、今回の障がい者計画と同時に策定予定となっております。障がい福祉計画、障がい児福祉計画において、現在令和5年度を目標年度とする障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標及びその目標達成するための活動指標の設定をしているところとなっております。今回、準備をしている段階で、次回の策定委員会までにこちらについてまとめたものをお示しさせていただきたいと考えておりますので、そのときにもう一度ご意見等いただきたいと思っております。お願いします。

委員長：ありがとうございます。C委員、よろしいですか。

C委員：ありがとうございます。追加ですが、例えば避難について福祉避難所ということが言われていますが、福祉避難所に避難が必要な人が市のほうの福祉避難所に連絡を取って、そこで受け入れてくればいくというかたちだと思います。そうすると、自分たちの考えている福祉避難所というと、どうしても多動とかいろいろな子どもたちが多くて、そうすると、子ども1人だといけないし、いくとなるとご家族みんなでいくようなかたちになると、やはり施設側でも受け入れが難しいのではないかと思います。最近、いろいろ話を聞く中で、避難した場所で福祉的なスペースがあって、そこに家族と一緒にいられるのが一番いいんじゃないかなと思うので、その辺もご検討していただきたいと思えます。後、もう1つ、車両で避難したときの、例えば車両の避難場所というのは市として考えていることがあれば教えていただければと思います。

委員長：2点ありました。1つは、家族全体で障がいを持っている方も一緒に避難所について、避難所の中にそういうスペースがあるようなかたちはいかがかということ、それからもう1つは、車で避難したときの場所について、2つの質問がありました。

事務局：はい。まず、最初のいわゆるいった先での福祉スペースというようにいろいろな言い方が出てくると思いますが、これについては市議会のほうでも何度かお話として出ております。これに関しましては、例えばまず避難所というのは災害が発生したときに、まず障がい云々関係なく避難する場所というのがいろいろな場所に指定が出てきます。そこに、まずはいただいで、その中でより対応が福祉的な避難の必要性がある場合には、福祉避難所のほうに更にそちらと協議をしてい

っていただくというパターンになっております。そのいった先のほうで、例えば運営上、工夫の中でやっていくということが現実的対応なのかなと思っております。ただ、必要な場合に例えばベッドが必要だとかということになってきますと、今現在、段ボールなどを使った簡易ベッド、こういうものを用意していこうということではございます。今、委員がお話をされたのは、おそらくはどこか部屋を1つ開けるといったようなことをイメージされているのであれば、実は物量的に避難所というところでそれだけのお部屋を分けて少し離れたかたちでの対応というのは、なかなか難しいところがあるのかなと思っております。だから、これが物理的な問題とも絡みますので、創意工夫の中で何か仕切りをする云々というのは、現場でやっていくものなのかなというのが現状だと思っております。それともう1つ、2点目のご質問なのですが、車でいかれて車自体を使っての避難という意味でしょうか。寝泊りするということですか。

C委員：避難所の中に入れないとか、避難所の中に入っても他の方に迷惑をかけるからということで、車の中での避難が全国的に多くありますので、そういうときに、よく運動場とかそういうところを利用してはいますが、そうではなくて、最初からここは車の方々の避難所ですよというのを考えているかどうかということですか。

事務局：今のお話でいきますと、現状ではそれに対応するものについて、あまり大きな知識は持っておりません。ただ、やはり車で避難して車の中だけでやっていて、例えば炊き出したものは避難所で食べる、だけど一緒に活動はしていないというかたちのものというのは今後あり得るだろうと思えます。また、キャンピングカーを持っている方もいらっしゃいますので、そこで離れて、ただ1つの拠点の中に一緒にいくというのも、今後、実際にあり得るのかなと思えます。今年の台風の際には、そのようなかたちで動かされた方はなかったと思えます。その一方で、市のほうの指定した避難所以外でも、例えば地区の公民館などで独自にやられたというところもあったようで、そういうかたちでやはりパターンというのはいろいろ出てくると思えます。その中で結果に合わせて考えを広げていくということの繰り返しなのかなと思っていてるところでございます。以上でございます。

A委員：「交通・外出手段の確保」ということで、福祉タクシー事業が行われていますが、自主的に特にこのような地方はそうなのですが、タクシーは確か前はワンメーター10回か12回分の券で補助を受けていたのですが、今の料金体系からするとちょっと変わってくるかと思えますが、私もそうなのですが、タクシーに乗らないので申請しないんですね。他の方でもそうだと思うのですが、家族の方の車でいくというケースが多いと私も聞いています。ガソリンのスタンドのプリペイドカードですか、それを発行してもらうか、もしくはプリペイドを買ってきて、それを見せてそれにある程度見合う金額、例えば今ですと730円が12回だと約8,000円ですか。その8,000円を支給するというかたちにできませんか。もしくは市役所のほうでプリペイドカードを用意してもらってそれを渡すということができないのか、ちょっとお願いしたいのですが。

委員長：福祉タクシーについてですが、ご意見としてお聞きしていただいて、この基本計画の中で、例えばそれに関係するところがあるというのであれば、そこをご指摘していただいて、そうでなければ検討できるのかどうか、あるいは不可能であるとか、その辺があればおっしゃっていただきたいと思えます。

事務局：はい。まず結論から申し上げますと、大変難しいかなと思っております。と言うのは、やはりタクシーを使っていくということの中での派生してきた事業でございますので、これをなくして、

新たにプリペイドカードというかたちでいくかどうかというのが、まずは1つあること、それと、もし仮にプリペイドカードにしていった場合に、これは実際に車で使ってもらえるのかどうかというの確認もしていかなければいけないということの難しさもあります。ただ、考え方としては領くところもございますので、何かその辺がうまく取り込めるようなものがあるならばと思い、貴重なご意見ということで考えていきたいというようには思っております。ただ、現実的対応としては大変難しいかなというようなどころでお答えとさせていただきたいと思っております。以上でございます。

委員長：他にどなたかご意見は。はい。

J 委員：よろしくお願ひします。障がい者の雇用促進というところで 63 ページの真ん中のほうに、私ども「障がい者就業・生活支援センターと連携した就労につなげる支援体制」というところで、ぜひご協力をお願いしたいなというところなのですが、今、コロナウイルスの影響で障がいのある方と面談する場所のフリースペースの撤去などで、大変苦慮しております。私たちの事業所は、大網白里市にありまして、圏域が3市3町です。他の市町村にお住まいの方と面談する場合、市役所のお部屋をお借りして面談をしています。その理由としては、個人情報を多く取り交わすので、東金市さんですとうちの事業所までこられない方はサンピアさんのフードコートなどで面談しているのですが、それにも限界があって、ぜひ東金市さんでも市役所のスペースをお借りして面談ができるということであれば、東金市にお住まいでなかなかうちの事業所にこられない方と面談ができるかなと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長：事務局どうですか。お願ひします。

事務局：はい。いつもご協力いただきありがとうございます。そういった支援については、連携して進めていく部分というのも多くございますので、こちらといたしましてもできる限り協力をしながら行っていきたいところと考えております。とはいえ会議室等については、東金市役所内も限られておりまして、なかなか難しい面がございます。できる限り日程を調整しながら、調整をできる部分でご協力していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長：よろしいですか。他にご意見はございませんか。

I 委員：32 ページをお願いします。施策の体系ということで基本目標が5つほどございます。その中で、先ほどもご意見がありましたが、どれを重点目標に取り組んでということで私も把握いたしまして、私どものほうでは、主にこれは全体に関係するのは当たり前なのですが、特に大きな2、3、4の辺が私どもに関係してくるのかなと思ひます。私どものほうには、作業所、それと親子で参加するマザーズホームという施設がございますので、このようなことについては、マザーズホームには特にお母さんたち、子どもたちが参加しているということで、大変職員を教育して、よりよい施設にしたいなと思っております。また、作業所におきましても、民間の企業の方々にできるお仕事をたくさんいただいておりますが、より以上多く参加していただければと思っております。こういうことを中心にして、私どもも充実した施設にしたいと思っておりますので、施設につきまして皆様のご協力をお願いしたいと思ひます。以上でございます。

委員長：ありがとうございます。方向としては、これからは社協さんの働きと言ひますか、役割というのが大きくなってくるような計画が来年度以降も入っているようですので、社協さんにもこれからもよろしくお願ひしたいと思っております。事務局からこれについてコメント等はございま

せんか。事務局。

事務局：I委員のほうから、心強いお言葉があったというようにご理解をさせていただきます。当然ながら、社協だけではないのですが、やはり地域の福祉の要ということでやっていただいている分、また、それこそここに皆様いらっしゃるところのそれぞれのお立場のほうからも、今後、改めてこの計画を進めていく中でお力添えをいただかなければいけないというように思っておりますので、その中でも要の部分ということでのご発言かと思いますが、よろしくお願ひしたいと存じます。

委員長：他にご意見はございませんか。

F委員：4点ほど、要望というところでお話させていただければと思っています。11ページの「障がいのある人の状況」で、65歳以上の高齢者の割合が令和12年度には34.5%ということで右肩上がりになっている状況ではありますが、それが障がい者施策のほうに「高齢者」という言葉が出てきていないというところがありますので、当然ながら障がい高齢の方に対しては柔軟な対応ということで、介護保険と障がい福祉サービスの間に関しましてはご相談させていただいてはいるのですが、去年の計画ということもありますので、障がい高齢ということに関しての柔軟な制度に対応ということも含めて記載いただけたらと思っています。また、46ページの「相談と地域ケアの体制づくり」ということで、基幹相談支援センター設置予定ということで検討しているところですが、地域生活支援拠点は5年ほど前に取り組みや施策としても出てきている中で、緊急ショート受け入れだったりといったところは、障がいをお持ちの方が地域で暮らしていく中でとても大事なところになってきますので、計画の中では検討するということも含めて、ご検討いただけたらと思っています。また、55ページの人材に関してなのですが、障がいも高齢も福祉人材の確保がとても困難になってきている中ではあるのですが、去年、城西国際大学の先生とお話をしたときに、海匝のほうは事業所から車がきて、事業所見学をしているんだよと、そんな話もあって、ただ山武郡市には卒業生があまり留まらず、千葉県内の就職はするのだけれど、山武郡市にはあまり多くないというお話がありました。東金市にとってとても大きな城西国際大学はアドバンテージだと思っていますので、そことの連携というところ、千葉学芸高校に関しましても福祉介護人材の初任者研修のコースがあったりすると思いますので、そことの連携をしながら、ぜひ東金市に福祉人材がそのまま就職してもらえそうな取り組みも大事なのかなと思っています。また、最後82ページの「災害時における福祉避難所の設置」ということで、特別支援学校との東金福祉避難所の設置に関する協定というところで、積極的に取り組んでいただいているところがありまして、東日本大震災から10年を迎えるにあたって、日が経過してしまうごとに風化してしまうところがありますので、ぜひ熱い気持ちがある中で進めていただけるとありがたいなと思っております。以上です。

委員長：ありがとうございます。事務局、何かありますか。

事務局：ありがとうございます。まず、11ページ高齢者についてですが、推計では緩やかに高齢者が増えていくということでございますので、高齢者の施策と合わせて障がい者の施策と柔軟な制度の対応に取り組んで、それぞれの制度で対応できるように取り組んでまいりたいと思っております。それから、46ページでございますが、令和4年度に基幹相談支援センターを圏域で設置するというところで、今3市3町で取り組みをしているところですが、51ページに「地域生活支援拠点等の整備・充実」というところに入れさせていただいているのですが、保護者の高齢化と、あとは障がい者も高齢化が進んでいく中で、こちらはますますこれから重要になってくる取り組みであると認識して

おりますので、緊急ショートの問題もそうですが、山武圏域市町で連携をしながら、今後の整備に向けて話し合いのほうを進めていき、支援体制の強化を図っていきたいと考えております。続きまして、もう1点55ページの人材につきましても、各機関で様々な職種等の確保・育成に向けて取り組んでいるところだと思うのですが、そういった中で、研修の実施や、また情報提供などの参加促進等に取り組んでいきまして、また、各学校と情報交換をしながら人材確保の取り組みを進めていくことの働きかけ、支援等をしていきたいと思っております。それから、82ページですね。こちらにつきましても、災害の問題はやはり皆さん安全に避難できるようにというところで、重要な事項になっているところで、消防防災の担当課と特別支援学校さんの担当と今後、協議をする場を設ける予定となっておりますので、今後、協議をしながら体制の整備に努めてまいりたいと思っております。

F委員：ありがとうございます。

委員長：今、何人かの方から東金特別支援学校の話が出ていました。今日は委員さんに校長先生がいらっしゃると思いますので、その辺りに関わっている関係もありますのでお話をさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

B委員：今、ちょっと福祉避難所の話が出たのですが、前回もちょっとお話をさせていただいたのですが、実際のところなかなか協議のほうは消防防災課さんのほうと進んでいなくて、前回の会議のときからあまり進んでいないのですが、この計画にぜひ大きく載せていただいて、自己反省も含めて進めていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。61ページなのですが、本校のところで「インクルーシブ教育の推進」というところで、その4番目に本校の名前を載せていただいておりますけれど、本校、乳幼児の健診等については東金市さんの子ども担当課と一緒にやらせていただいております。また、教育委員会さん等とも幼稚園、小中、高校も含めていろいろ就学相談とかそれぞれ各学校の支援が必要なお子さんのご相談等をさせていただいて、協力させていただいて取り組んでおります。また、ここにいらっしゃる委員のほうからお話がありましたが、福祉関係の方ともよく相談させていただいて、いろいろアドバイス等をいただいております。またそれも進めていきたいと思っておりますが、一番学校にいて感じるころは、障がい者の支援という点では子どもたちは一生懸命やっています。教育機関で教育を受けていますのでよいのですが、やはり家庭のほうにも支援が必要な方がいらっしゃいます。子どもを育てるには、やはり家庭がしっかりした基盤になっていることが大切だと思っておりますので、実際に家庭のほうでどこもつながっていないとか、福祉関係とのつながりがまったくないというご家庭もありますので、学校のほうからそういったお話もしているのですが、なかなかそう簡単にはつながりを持っていないご家庭もありますので、この障がい者の計画とは趣旨が若干異なると思うのですが、そういう家庭への支援、福祉的な支援、経済的になど家庭の教育力のようなものとか、そういう点もありますので、こことは直接違うのかもしれませんが、家庭についての支援という点でも、ここで言う「必要なサービスを利用してその人らしい生活を送る」というところだと思うのですが、まず障がい者に対してというところで、うちの場合は子どもたちは学童年齢ですので、保護者との関わりが大切になってきます。この辺の家庭や保護者への支援というところに、ぜひ焦点があたるような書き方をさせていただけるとありがたいと思っております。

委員長：ありがとうございます。最後のところでまとめていただいたような感じですが、障がいをお持ち

ちの特にお子さんの場合、ご家庭も大変なんだということで、その辺りの支援関係について、この計画の中でどこか触れているとか、考え方があればお答えいただきたいと思います。

事務局：家庭への支援という面では、特に家庭へのということで記載の仕方にはなっておりませんが、総合的に家庭に問題を抱えている方というのはものすごく今、多くなっております。複数の障がいのある方、または親御さんも支援が必要な方とか、それぞれのご家庭によって様々な問題を抱えているという家庭が多くなっておりますので、それぞれのニーズに合わせた支援ができるような体制を整えるということで、相談体制の窓口の充実や、また、それぞれのお子さんに対する支援等について周知啓発できるようにしていきたいと思っております。また、お子さんについては早期発見、早期療育というところで掲げておりますとおり、東金市の簡易マザーズホームでは母子通園を行っておりますので、まだ障がいに関する情報が何もない不安な状態のお母さん、ご家族の方の支援から、また、それに続く学校等についての相談など継続した支援を行っていくという面では、58ページからの部分に記載しております。続けて学校の支援等を行っていく中で出てくる必要なサービス等については、福祉の窓口で受けていけるようにということで対応してまいりたいと思っております。

事務局：先ほどおっしゃっていたお話の中に絡むのですが、市とすると、いわゆるそういうご家庭も含めた部分の情報共有の場ということで、要保護児童対策協議会というものが別途ございます。これは子育て支援課がメインでやっているのですが、そういう中で、例えば気になるお子さん、親御さんも含めて、または協議会の中には児童相談所さんも入っていますし、その中で別途動かしていくということもあるのだらうと思っております。それを、例えばこの中に織り込むかどうかというのは、もう少し検討させていただくとしても、そういうものがあると思います。もう1つ、違う見方になりますが、昔ですと家庭にしかいなかったというお子さまが、特別支援学校さんにかかれて放課後デイを今、だいぶ使っていただくことが増えてきていると思います。そうしますと、違う方が見る目ができているということも、やはりこのサービスがどんどん広がりを見せる中でのそういう側面もあるのかなと思っております。例えば、そういうところからの情報提供ということも出てきて、先ほど言った要保護児童対策協議会のほうにつなげていくということも市としてはできるのではないかと考えております。ただ、計画の中に入れるかについては、先ほど申し上げたとおり、もう少し考えるお時間をいただければと思っております。以上です。

K委員：81ページの災害時の対応なのですが、災害時の情報提供ということで、電話や携帯を使っただけの発信だと思いますが、災害時には東金市の責任ではありませんが、電話の会社、携帯の会社が何社かあります。今回の台風19号の際に、携帯の発信、着信ができなかったということが多数ありました。これは多分、補助的な考え方ということでよろしいでしょうか。それだったらよいのですが、100%電話や携帯に頼るとするのは危険だと私は考えております。というのも、東金市さんからの災害アプリができていますよね。私のところは大網に近い場所なのですが、東金市の災害アプリが入ってこないで大網の災害アプリが入ってくるんです。だから、ちょっとそれが心配していることでありまして、補助的なことでこういったものもありますよということであれば理解できます。同じ東金市の住民が大網のアプリがというのは、どうもちょっとという考えを持っています。以上です。

事務局：ご意見ありがとうございます。災害時の情報提供ということなのですが、災害が発災する以前

から、やはり随時情報というのは出していくものと思っていますし、そういったものを出していく1つの補助的なものでしかないと思います。というのは、やはり発災までは、テレビとかラジオとか、そういういろいろなところからいろいろ話があります。最終的に避難指示等が出ていく段階となりますと市の決定事項でございますので、それはいろいろなルートを使ってお話をしていくべきだろうと思っております。ただ、今、情報が得やすくなっていくということの中でのアプリとかメールのウエイトというものが高まりつつありますので、これは載せておかないわけにはいかないとしますので、そういったものを使いながらということでございます。ですので、災害時の情報提供という言葉にしてありますが、また、もしこのような言い方がよいということで積極的なご提案があれば、それは伺っていきたく思っております。以上でございます。

A委員：災害時の件なのですが、東金市では一般の無線機みたいなものは用意されているのでしょうか。

事務局：はい。今、防災無線につきましては更新をかけています。それで、前は個別受信機というのがございましたが、今度、デジタル化をするという流れの中では、実は個別受信機の対応はできなくなっております。ただ、いろいろなものがある一方で、今後の対応というのは私どもも待っている状況でございます。次に、A委員のお話でいくと、例えば職員が情報収集する中でトランシーバーを持っていること、トランシーバーというか無線ですね。これについては、行政無線で持っております。その一方で、私ども職員も今は携帯電話とか、そういうものでやっていきますけれど、最終的に携帯が通じない場合についてはそういった無線はありますので、やり取りというのはある程度の対応はできるかなと思っております。

A委員：携帯電話とかいろいろなメール、スマートフォンがありますが、これはあくまでもアンテナがあつての話です。当然、地震でアンテナが倒壊した、電源が消失した、そうした場合は利用できません。だけど、トランシーバーであれば、今はいろいろな充電方法はあるのですが、最終的には電池で運用、電池の場合は時間的には短くなるのですが、そういったもので一時的な情報収集は取れます。そういうことはお考えになっていないということですか。

事務局：1つは防災計画のお話になってまいりますので、私のほうから直接ご回答はできないのですが、基本的に今おっしゃっている各戸にトランシーバーをという話であれば、これは現実的に難しいかなと思っております。一方で、先ほどの広報無線というのは、今、デジタル化というものの作業に切り替えていますけれど、聞こえる、聞こえないという話は少し置かせていただきますが、そういうものを使ってまずはお知らせをする、更には昨年、発災をしたとき、台風のときには、やはり聞こえないということがあって、その後、被害の状況に合わせてこれは特に公平、源のほうにつきましては、いわゆる広報車を回しながらお話をし、更にはそのときには民生委員さんに動いていただきました。そのようなかたちの中で、情報をどんどん出していく、そのときには民生委員さんだけではなくて区長さんにも瓦版と言いますか、いろいろな情報を書き込んだ紙をつくりまして、それを全戸配布してくださいというかたちで対応していくという方法も取ったということでございます。ちょっと横にいきましたけれども、A委員のお話のトランシーバーと言いますか、そういうものについては難しいというように私どもは聞いております。以上でございます。

A委員：トランシーバーを各家に渡すということではないんですよ。例えば、市役所が基地局になって各避難所にそれを置く、例えば50の避難所があったら、50台無線機があれば交信できるのですが、そういうふうな、私が言っているのは各戸に無線機を置くということではないです。

委員長：私は実はアマチュア無線をやっています。訓練を年1回はやっています。これは国家試験になりますので、なかなか難しいのですが、やってはおりますので、東金市職員アマチュア無線クラブというのがあって、第3火曜日に活動しています。この辺が充実できればよいかなと思います。参考となるかわかりませんが。

事務局：わかる範囲でお答えさせていただきますと、デジタル化、いわゆるスピーカーのついてるところの機械の更新をかけて、しかも先ほど委員長がおっしゃっていましたが、電波の部分で切り替えをしていくといった作業を、確か私の記憶ですと3か年かけてやっている中で、もう間もなく終わるのかなというように思っております。それが終わりますと、デジタルということで機能が上がったかたちになっていくのだろうと理解しております。それと、アマチュア無線クラブは市のほうにもございますし、昔からいろいろな活動しているというのは承知しております。それを、やはり防災計画の中でもある程度力をいただくという対象の中に位置づけしていると思います。それと、私はA委員のご質問のところではき違えをしている部分がございます、私ども行政のほうではそれぞれが公民館などに対応しているようなものがあつたように理解しているのですが、具体的にどのくらいの能力があるかはわかっておりませんので、今一度確認をさせていただこうと思います。どのようなものか、先ほどから言っているように、複線化というものの中でいろいろ考えていきたいと思っております。随分昔にはそれがありませんでした。何か月に1回くらい、通じるかどうかということをやっていたことを覚えています。ただ、今いろいろなものの複数のチャンネルでやれるようになってきましたし、固定電話も場合によっては使えることもありますので、そのような中でいろいろなルートで回ってくる、また、昨年台風時には対策本部ができたときには、いろいろなところからいろいろな情報がたくさんまいりました。1つひとつ裏を取るようなかたちで動いておりましたし、それは対策本部に全部下ろしておりました、いろいろな情報を全部書いておりました。例えばこのところで今停電が継続している、していないとか、そういうものをやはり集約していく中で、私ども福祉の部分でも当然対応しておりますので、情報の中で例えば私どもにいただいて、それを対策本部に上げていくことも1つあるのかなと思いますので、いろいろなかたちのものは考えていきたいと思っております。以上でございます。

H委員：確認というか、2点ほどお聞きしたいのですが、33ページなのですが、非常に国の施策とか事業内容がこれだけたくさんあるのだなと改めてびっくりしているのですが、実際に事業所が本当に少ない、実際に使われていない廃止しているところがたくさんある中でお聞きしたいのは、成年後見制度の利用支援事業なのですが、これは法人の後見人支援事業とかも市のほうでご協力されているところではあると思うのですが、実際に市のほうでご協力していただいて支援していただいて使われている件数はどれくらいあるのかということと、後は、地域活動支援センター事業ですね。こちらの事業なのですが、うちのほうがI型事業の委託を受けていて、これは令和4年度に基幹相談センターができあがるとI型がなくなるのですが、その後、東金市のほうでII型とかIII型事業をお考えなのか、その辺を確認させてください。

事務局：ありがとうございます。成年後見制度の利用支援事業なのですが、こちらについて市ではご家族等の申請ができない方に関しての支援を行うということで予算を用意してございますが、今のところ今までの利用実績は0でございます。相談に応じては、またこちらで受けていきたいと思っております。障がいでは実績はなしです。続きまして、I型の事業ですが、こちら相談の事業に関し

ては令和4年度に基幹相談支援センターのほうへ相談事業のほうを、開設後はそちらのほうで対応していくというところになっております。Ⅱ型Ⅲ型については、今のところこちらで協議としては出ていないところなのですが、状況に応じてというところになっていくと思います。

D委員：保健所のほうでは、私は障がい者条例、障がい者虐待の関係をやっているのですが、障がい者に限らないのですが、虐待というのは先ほどもありましたとおり、家庭の中で出てくるというのはすごく多くあります。ここでも地域との関係ということで書かれていますが、発見の後の関係を改善させていくための支援と言いますか、発生後の取り組みの体制というのがどのように整っているのかなと気になりました。それは大きい枠から見ると外れてくるので、センターとしてはちょっと気になったところでございます。

事務局：障がいをお持ちのお子さまということでのお話が多いのかなと思いますので、そこで申し上げますと、先ほど私からお話した要対協の中でいわゆる個別指導支援会議が別途ございます。1つひとつの案件に、それに関わる直接の担当を集めていろいろ話をする、その中に例えば地域ということで行くと、場合によっては民生委員さん、または主任児童委員さんなども入って情報共有をしながらやっていくということも過去にございましたが、その中でそれぞれの役割の中でやっていくことの連携というようには思っております。ただ、中には先ほどもお話がございましたが、お子さまだけではなく親御さんについても場合によっては理解能力という問題がある場合にはやはり私どもの職員も入ることもあるのかなと思っております。そういった中で、いろいろな機関がその家庭を見ていくということになっていくのかなと思っております。後はネグレクトも今、当然ながら含んでの話ということになるかと思っております。以上でございます。

D委員：今のお話だと、要対協、要するに児童に対してはいろいろな体制が整備されています。例えば、高齢者になってくれば、高齢者虐待のほうは結構高齢者福祉課のほうが動いてくれるのかなと思うのですが、児童にしても高齢者にしてもやはりもとの関係を改善していくためのカウンセリングであったり認知行動の支援をしていったりという体制が整備されていると思います。地域包括であったり、それに相当する障がい者部門の支援体制というのがあるのかなというのが気になったところです。

事務局：今お話しがあった部分、誠にそのとおりでございます。と言うのは、高齢者の場合は地域包括センター等がその窓口としてやっていく、また、高齢者虐待というのはいろいろなところで、その一方で障がい者虐待については私どものほうはそれが起きたときには分離をするというかたちの中で、市内の具体は記憶にありますので申し上げられませんが、医療機関のほうのご協力を得ながら、その避難場所というのを用意をさせていただいているということの中、ただ、それに含めての相談というのはいろいろ脆弱でございます。ただ、これをやっていくときには、やはり私どもの職員、いわゆる専門職等を用意していくということも別途いずれ出てくるのかなと思っております、その場合までは、やはり保健所さん等のお力もいただきながらという話にもなるのかなと思っております。以上でございます。

D委員：どうもありがとうございます。

C委員：時間がない中申し訳ないのですが、71ページのところで「障がいに対する理解を深めるための啓発・交流の促進」ということで、障がい者に関するマークがたくさんできているのですが、そのマークの普及ということをお話の中に入れていただくことはできないのでしょうか。

事務局：ありがとうございます。理解を深めるために必要なことでもございますので、マークの周知・啓発については加えるように検討のほうをしていきたいと思っております。

委員長：それでは、これで本日の議事を終わらせていただきたいと思います。この後は事務局のほうからお願いします。

5. その他

事務局：ありがとうございました。1点、次回の策定会議について連絡事項としてつけ加えさせていただきます。今回、こちら障がい者計画の素案とさせていただきます提示させていただいたところでございますが、本日策定委員会で皆様にたくさんのご意見をいただきましたので、こちらは持ち帰りまして関係各課と協議したうえで、再度計画案としてまとめさせていただきます、次回の第3回策定委員会でお示しさせていただきますと思っております。また、先ほど申し上げたのですが、今回、同時に策定予定となっております障がい福祉計画及び障がい児福祉計画につきましては、現在、令和5年度を目標年度とする障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標及びその目標を達成するための活動指標の設定をしております。こちらにつきまして、加えたものを次回に計画案としてお示しさせていただきますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

6. 閉会

事務局：それでは、その他何かございますでしょうか。なければ、これをもちまして、第2回第3次東金市障がい者計画策定委員会を閉会いたします。次回ですが、来年の1月末から2月の初旬の開催を予定しております。日程、議題等決まりましたら、またご連絡いたしますので、よろしくお願いたします。本日はどうもお疲れ様でございました。